

準備委員会企画ワークショップ
臨床・実践領域における「自己」の捉え方・扱い方

企画者：大会準備委員会

司会者：野呂文行（明星大学人文学部）

話題提供者：武藤崇（筑波大学心身障害学系）

渡部匡隆（愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所）

小野昌彦（中国短期大学）

【企画趣旨】

障害をもつ人を対象とした教育・福祉の領域、あるいは学校への不適応を示した児童・生徒に対する教育相談の領域において、「自己〇〇」という用語が頻繁に見受けられる。しかしながら、それぞれの領域で使用されている「自己」という語の意味は、必ずしも一致しているとは限らない。このように同じ「自己」という用語を使用していたも、それが具体的にどのような行動を指し示しているのかが明示されていないと、混乱を引き起こす原因となると考えられる。

そこで、今回のワークショップでは、障害児臨床、障害者福祉、不登校臨床のそれぞれの領域において、行動分析的な視点をもちながら、臨床・実践活動ならびに研究活動を行っている3名を講師に迎え、「自己」の捉え方・扱い方についての解説をお願いした。解説の中心は、1) 頻繁に見受けられる「自己〇〇」という用語が、具体的にどのような行動を指し示しているのか、2) その行動が「障害」あるいは「不適応状態」の克服・解消においてどのような意味をもっているのか、という点である。3名の講師における「自己」の捉え方・扱い方を参考に、参加者の各自が「自己」の捉え方・扱い方を考える機会を得ることがこの企画の目的である。

武藤崇先生（筑波大学心身障害学系）には、「障害児（者）援助における『自己』の捉え方・扱い方」と題して、障害を有する人に対する「言語による自己統制」あるいは「自己管理技能」の教育・

訓練に関する説明を通して、ご自身の「自己」の捉え方・扱い方について解説していただく予定である。

渡部匡隆先生（愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所）には「行動福祉における『自己』の捉え方・扱い方」と題して、障害を有する人の「自己決定」あるいは「自己選択」の支援についての説明を通して、ご自身の「自己」の捉え方・扱い方について解説していただく予定である。

小野昌彦先生（中国短期大学）には、「不登校臨床における『自己』の捉え方・扱い方」と題して、不登校状態にある児童・生徒に対する「自己主張反応の形成」「自己決定の支援」についての説明を通じて、ご自身の「自己」の捉え方・扱い方について解説していただく予定である。

【話題提供1】

「セルフ・マネイジメント」手続きの「落とし穴」ー障害児（者）援助における「自己」の捉え方・扱い方ー

武藤崇（筑波大学心身障害学系）

発達障害を有するとされる個人にとって、他人からの教示なしに自らの行動を管理するという「セルフ・マネイジメント（自己管理）」は重要な社会的能力の1つであるとされ(Meyer, Cole, McQuarter, & Reichle, 1990)、また行動的な手続きの中において、近年セルフ・マネイジメント手続きは代表的なものとなり、同様の対象児（者）に対してもその手続きの適用が1985

年以降多く検討なされるようになった。

しかし、行動分析学では、従来から「セルフ」、あるいは「セルフ・マネイジメント」という概念を慎重に扱ってきており(例えばSkinner, 1957; 1974)、「常識」的なセルフ・マネイジメントを単に手続き化するという方向性とは本来異なる。

そこで、本発表では、セルフ・マネイジメントを行動分析的に「翻訳」するだけでなく、障害児(者)援助における「常識」的なセルフ・マネイジメントの手続き化に潜在する危険性について検討する。

その危険性とは、(1)セルフ・マネイジメント手続きが「他者からの教示に従う行動を強める」手続きと同様の機能を持つ、(2)セルフ・マネイジメント手続きが「ダンピング」を助長する、という2点が挙げられる。(1)については、対象

児(者)の言語化が後続する非言語反応を統制していないという場合である(Matthews, Shimoff, & Catania, 1987)。そのような事態をアセスメントするために、当該の非言語反応に先行して生起する言語反応を実際に操作し、それら2つの反応の機能的な関係を明確にする必要が考えられる(武藤・小林, 1996; Taylor & O'Reilly, 1997)。(2)については、「セルフ・マネイジメント」という手続きのラベルのために、(1)のような危険性が検討されず、学習機会や手応えを得る(強化される)機会のバリエーションを限定してしまうという逆説的な結果を生むということである(Brigham, 1992)。これは、手続きを使用する際の援助者の随伴性が「セルフ」という仮説構成概念によって隠蔽されてしまうことを意味する(Fig.)。

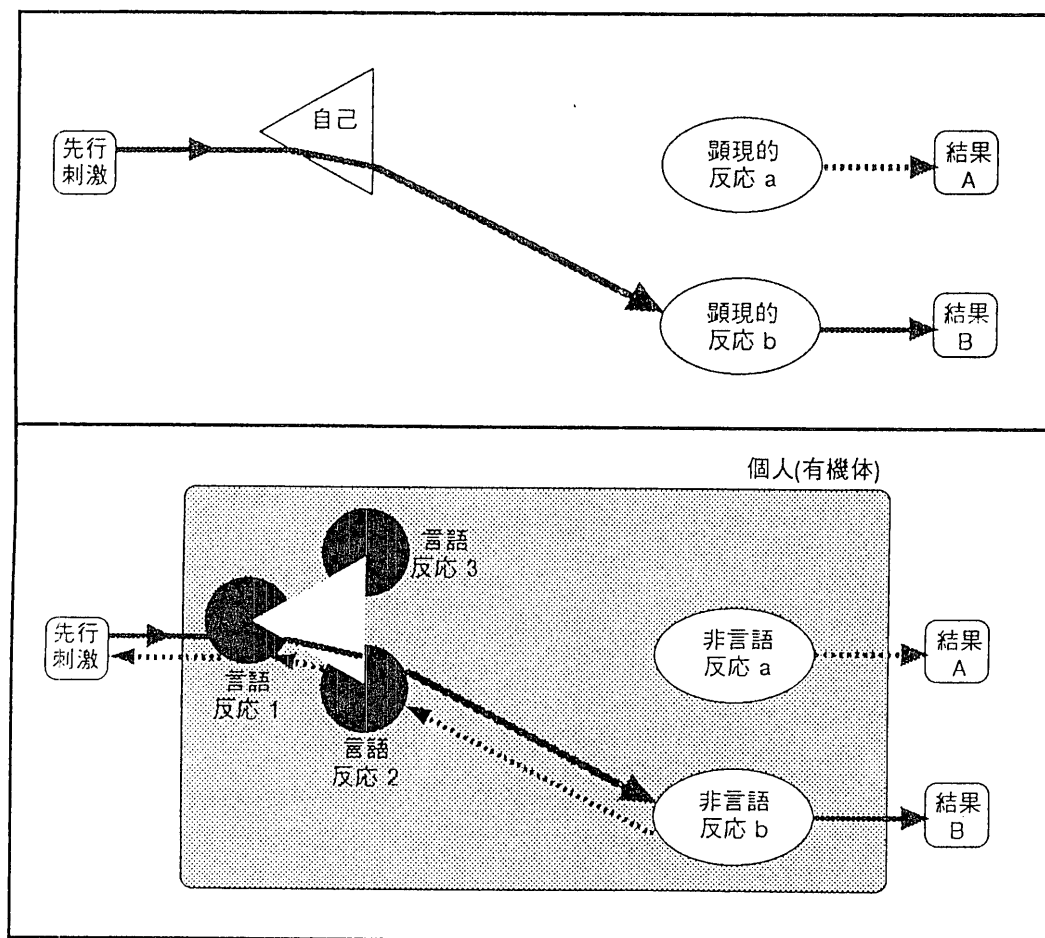


Fig. 2つのセルフ・マネイジメントの捉え方. 上図は一般的な捉え方を、下図は行動分析的な捉え方を表す. 上図は「プリズムによる光の屈折」を比喻としてセルフ・マネイジメントを説明している(つまり「自己」がない場合は「顕現的 反応 a」が生起することとなる). 下図は「主観的輪郭」を比喻として「自己」が仮説構成概念であることを説明している. また、下図の網掛け部分(言語反応、非言語反応を含む)は「個人(有機体)」を「場」として表現している.

【話題提供 2】

行動福祉における「自己」の捉え方・扱い方
—精神薄弱者授産施設における入所者の自己決定の援助に関する研究から—

渡部匡隆

(愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所)

障害領域・臨床領域における「自己」の問題をテーマにした本ワークショップにおいて、知的障害をもつ人々の自己決定の援助に関する研究からその問題について述べてみたい。

ノーマライゼーションの原理が提唱された1960年当時において、すでに知的障害をもつ人々の「選択の自由」や「自己決定」の問題が指摘されていた(エマーソン,1992)。しかし、1970年代の終わりまではほとんど関心が払われてこなかった(Lancioniら,1996)。重度の障害をもつ人々は選択したり自己決定をするような能力がないとされた旧来の治療モデルのもとで1人ひとりの自律や意志決定が否定されてままになっていた(Lipskiら,1989)。ところが、1980年代になり、障害をもつ個人が選択機会をもつことの重要性が繰り返し述べられようになるとともに(Shelvin & Klein,1984)、その選択機会の実現に必要な物理的な設定やサービスの手法について実証的に検討することが求められるようになった(Mithaug & Hanawalt,1978;Kennedy & Haring,1993)。

一方、発達障害をもつ個人を主な対象とした「援助サービス」のための新しい実証的方法論を目指して、応用行動分析の発展型として行動福祉という方法論が提唱されてきた(望月,1993;野崎,1996)。これは、「個人の権利拡大」という文脈のもとに行動分析の哲学や方法を改めて捉え直しその諸特性を強調するという試みとされている。自己決定を行動福祉の枠組みから捉え直すと「正の強化の環境の中で暮らすことの保障(Skinner,1986)」と考えることが

できる(望月,1995)。また、自己決定は物理的・社会的な文脈のもとで変化する行動であり、その実現にはその個人に必要な物理的・社会的環境設定を実証的に検討し、社会に要請していく必要があることが考えられる。これまで、自己決定については、本人の好みや選択を尊重しようという理念的な論議が重視されていたが、それらの枠組みを適用することによって重い障害をもつ人々についても自己決定の実現に向けた具体的な作業が可能になっていくと思われる。

話題提供者は、精神薄弱者授産施設の作業場をフィールドとして入所者の自己決定の援助方法について研究を進めてきた(渡部・望月・野崎,1998a;1998b)。それらの研究では、行動福祉の方法論のもとに、自己決定を入所者が自らの生活環境を改善していくための要求表明を行っていくこととして捉え、本人の要求が表明されるためにはどのように環境設定を整えていく必要があるかという観点からその具体的な方法について検証してきた。同時にそれらの研究は、自己決定という文脈における「自己」をいかに捉えていくか、あるいは記述していくかということを検討する作業でもあったと考えられる。渡部ら(1998a;1998b)の研究を紹介しながら、それらに対する話題提供者の考えについて述べてみたい。

【話題提供 3】

不登校臨床における「自己」の捉え方・扱い方
小野昌彦(中国短期大学)

1. 「自己主張反応」、「自己決定」行動について

(1) 「自己主張反応」とは何か。

「自己主張反応」とは、主張反応法(小林,1976)における主張反応(assertive response)と同様のものとする。

逆制止の原理に基づく主張反応法は、「周囲か

らの圧力に対して、対決する態度が形成されていないために、すねたり、回避したり、また身体症状や精神症状を示す一群の患者がいる。彼らに対して、対決的な反応をシェーピングすることにより、彼らの内的混乱を解決し、症状を除去し適応へ方向付ける方法」（小林、1976）と定義されている

したがって、「自己主張反応」とは、ある人物が反論する根拠があっても、それを遂行することができない等の事態にあつて、ある反応（いらだち、不安感など）を起こしている時、その事態での別の反応としての対決・断行反応であると考ええる。

例えば、母親と不登校児のバトミントンのラリーを続けるという設定場面において、自分の打ちにくいところに羽根を打っている母親に対して「ここに打って」と自分の打ちやすいところを言う反応である（小野・小林、1997）。

(2)「自己決定」行動とは何か。

「自己決定」行動とは、治療教育事態における治療教育計画設定場面等にあつて、治療教育担当者への不登校児の自分の治療教育計画の決定事項等に関する提案・申請を目的とする非言語・言語反応であると考ええる。

例えば、登校予定日設定の際に治療教育担当者への「〇月〇日」という言語反応、またはカレンダーに「〇月〇日」と書く反応のことである。

2. 不登校状態の変容における「自己主張反応の形成」、「自己決定の支援」の意味について

(1) 不登校変容における「自己主張反応」形成の意味

不登校とは、「基本的には、家庭－学校－家庭という往復パターンが家庭で停滞し、断続してしまった状態」（小林、1989）といえる。

不登校状態の変容に際しては、個々の症例に行動アセスメントを実施し、基本的に不登校の

維持条件を除去し、再登校行動を形成及び維持する方向で治療教育が組み立てられる。

「自己主張反応」の形成を実施する主張反応法は、以下の条件を満たす不登校症例に一般的に適用される（小林、1985）。

1) 不登校が長期にわたって持続していないこと、そして、学力、体力に極端な低下が認められないこと。

2) 不登校の問題が生じるまでは反抗的なところの少ない「よい子」であり、不登校の問題が生じた後も、その問題さえなければ依然として「よい子」であること。

3) 家庭内で家族とのコミュニケーションが存在すること、そして治療者と面接事態を設定できること。

「自己主張反応」の形成の目的は、不登校児童・生徒の不安や神経症的な精神症状や身体症状の除去である。これらの症状は、再登校行動のシェーピングにおいては阻害要因となる。したがって、これらの症状の除去は、再登校行動のシェーピングの阻害要因を除去する意味を持つといえよう。

(2) 不登校変容における「自己決定」行動の意味

「一般に『登校拒否』を主訴として来室する場合には、少なくとも最初の面接では、発言は最小限であり、積極的な治療者との応答関係を形成することは困難である」（小林、1985）と指摘されている。

したがって、不登校の治療教育の初期においては、治療教育担当者とのかかわり形成という問題の解決が要請される。

したがって、不登校状態にある児童・生徒に対する「自己決定」行動を支援することは、積極的な治療教育担当者との応答関係の形成の為の一つの要因の形成という意味を持つといえよう。